

●消費生活相談事例●

インターネットの転売サイトで購入したチケットでトラブルに



スマホからチケット転売サイトにアクセスして、コンサートチケットを購入し、クレジットカードで支払ったが、会場で電子チケットをかざしたところアラームが鳴り、「転売チケットは使えません。」と言われた。

(総社市：男性)

消費者へのアドバイス

「どうしてもチケットが欲しい」と思って、定価より高い代金を支払って正規(公式)サイトではなく、転売サイトで購入してトラブルに巻き込まれたという相談が寄せられています。

例えば、SNSで知り合った人からチケットを譲ってもらうことになり、代金を振り込んだが、チケットは届かず、相手と連絡が取れなくなった。また、公式サイトだと思ってチケットを購入して代金を支払ったが、購入したサイトは転売仲介サイトで、公式サイトに「転売サイトで購入したものは無効」と記載されていたなどです。

インターネット上の見知らぬ相手からコンサート等のチケットを購入することは大きなリスクが伴います。転売されたチケットでは、公演会場に入れないケースもあります。

このような取引では、販売者も個人でありトラブルが起きたら自分で交渉しなくてはならない場合や、そもそも相手と連絡が取れなくなる場合もあるため注意が必要です。

代金を支払ったのにチケットが届かない等、お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、最寄りの警察署に相談してください。

なお、チケットの高額転売等を禁止するため、チケット不正転売禁止法が6月に施行されました。余ったチケットを売ったり、転売チケットを買ったりするときは、興行主や興行主から許可を得た正規(公式)のリセールサイトを利用しましょう。

トラブルに遭ったら、お住まいの地域の消費生活相談窓口(消費者ホットライン ☎188)に相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

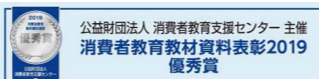
消費生活センター設立プレ50周年記念行事を行いました

プレ50周年記念行事として、消費生活講座が5月16日きらめきプラザで開催され74名が参加しました。明治大学学長特任補佐・元地球環境問題担当特命全権大使の堀江正彦先生が「白熱教室@岡山県消費生活センター～持続可能な開発目標SDGsと暮らし～」と題して講演されました。先生は、「危機に瀕している地球と人類を救うために、市民がライフスタイルを革命的に変える必要がある。」と語られ、参加者は熱心に聴き入っていました。



消費者教育教材資料表彰2019 優秀賞受賞

岡山県が作成した消費者教育教材が、公益財団法人消費者教育支援センターの消費者教育教材資料表彰2019「優秀賞」を受賞しました。



受賞作品

聴覚障害のある人のための消費者教育教材

- インターネットショッピング授業教材パック
- 支払い授業教材パック



岡山県消費生活センター 刊行物の紹介

検索

センターからの

2019

7・8月号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2019.7月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 相談に乗るとお金がもらえる!? うまい話に惑わされないで
- 第2回消費生活講座 「私は大丈夫!」の危険
- 平成30年度の消費生活相談状況がまとまりました
- 消費生活相談事例 インターネットの転売サイトで購入したチケットでトラブルに
- 消費生活センター設立プレ50周年記念行事を行いました
- 消費者教育教材資料表彰2019 優秀賞受賞

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… 086 (226) 0999

火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… 0868 (23) 1247

月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086 (227) 3715

e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

相談に乗るとお金がもらえる!? うまい話に惑わされないで

スマートフォンを見ていたら、「悩みがある人の相談に乗るとお小遣いがもらえる」というサイトの広告が目に入り、登録した。男性からメールが届き、何度もやり取りした後、「お礼の80万円を支払うためには連絡先の交換が必要だが、サイトのロック解除のためのポイントを買う必要がある」と言われ、母親のクレジットカードを無断で持ち出しポイントを購入した。何度もロック解除に失敗したため、結局25万円も使ったが、お金はもらえていない。返金してほしい。(当事者：中学生 女性)

- 見知らぬ人から、簡単なやりとりだけでお金がもらえるということは、絶対にありません。相談に乗るだけでお金をあげる等の言葉をうのみにせず、知らない相手とはやり取りしないようにしましょう。
- メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性があります。謝礼金等をもらう条件として、ポイント購入等お金の支払いを要求されることとなります。一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。
- スマートフォンの使い方について家族で話し合うことも大切です。
- 保護者はクレジットカードの管理にも十分注意しましょう。
- 少しでもおかしいと思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。(国民生活センター「子どもサポート情報 第138号」より)



第2回消費生活講座

「私は大丈夫!」の危険 ～消費者被害に遭う心理的要因～

講師：広島大学大学院
総合科学研究科 准教授 有賀敦紀 先生

8月23日(金) 13:30～15:00
きらめきプラザ4階401会議室

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。来場には公共交通機関をご利用ください。

平成30年度の消費生活相談の状況がまとまりました

- 平成30年度に当センターが受け付けた相談件数は8,419件で、前年度(9,621件)に比べ1,202件(12.5%)減少しています。
- 最も多い相談は、「商品一般」の1,728件で、はがき等による架空請求に関する相談が多くなっています。
- 増加している相談は、「融資サービス」(48件増加、+39.7%)、「工事・建築・加工」(47件増加、+27.5%)などになっています。
- 平成30年7月に発生した西日本豪雨に関連する相談件数は106件ありました。

1 相談件数及び内容

順位	相談内容	件数			備考
		H30年度	H29年度	H28年度	
1	商品一般	1,728	1,862	495	商品の相談であるが商品を特定できないもの(架空請求はがき等)
	うち不当(架空)請求	1,332	1,441	129	
2	放送・コンテンツ等	1,023	1,884	1,833	インターネット有料サイト(アダルト情報、出会い系等)の利用など
	うち不当(架空)請求	563	1,413	1,407	
3	インターネット通信サービス	443	462	564	光回線、プロバイダの変更など
4	レンタル・リース・貸借	348	368	335	賃貸アパート、借家など
5	健康食品	306	280	277	サプリメント等の健康食品やダイエット食品など
6	役務その他	263	299	335	結婚相手紹介・個人情報削除など
7	工事・建築・加工	218	171	190	新築工事、増改築工事、塗装工事など
8	移動通信サービス	207	233	199	携帯電話・スマートフォンなどの付帯サービス
9	融資サービス	169	121	166	消費者金融、ヤミ金、多重債務など
	うち不当(架空)請求	19	21	21	
10	化粧品	161	131	111	化粧水、美容液、育毛剤、脱毛剤など
	その他	3,553	3,810	4,246	
	不当(架空)請求	1,914	2,875	1,557	-
	不当(架空)請求以外	6,505	6,746	7,194	-
	合計	8,419	9,621	8,751	-

2 契約当事者年代別相談件数

年代	平成30年度		平成29年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)
20歳未満	166 (37)	2.0 (1.9)	181 (59)	1.9 (2.0)
20歳代	586 (68)	7.0 (3.6)	692 (118)	7.2 (4.1)
30歳代	606 (71)	7.2 (3.7)	750 (146)	7.8 (5.1)
40歳代	900 (183)	10.7 (9.6)	1,149 (298)	11.9 (10.4)
50歳代	1,116 (376)	13.2 (19.6)	1,420 (718)	14.8 (25.0)
60歳代	1,177 (480)	14.0 (25.1)	1,727 (954)	17.9 (33.2)
70歳以上	1,801 (504)	21.4 (26.3)	1,609 (406)	16.7 (14.1)
不明	2,067 (195)	24.5 (10.2)	2,093 (176)	21.8 (6.1)
合計	8,419 (1,914)	100.0 (100.0)	9,621 (2,875)	100.0 (100.0)

備考：() は内数で、不当(架空)請求の件数とその割合

～西日本豪雨に関連する相談が106件～

3 若者・高齢者からの相談内容 <29歳以下の年代からの相談件数>

順位	相談内容	件数
1	放送・コンテンツ等	205
2	レンタル・リース・貸借	59
3	商品一般	35
	理美容	35
5	健康食品	29
6	ファンド型投資商品	28
7	移動通信サービス	27
8	化粧品	22
9	自動車	21
10	融資サービス	18
	その他	273
	合計	752

<65歳以上の年代からの相談件数>

順位	相談内容	件数
1	商品一般	809
2	放送・コンテンツ等	193
3	インターネット通信サービス	157
4	健康食品	110
5	移動通信サービス	59
6	工事・建築・加工	58
7	役務その他	55
8	書籍・印刷物	51
9	電気	40
	ファンド型投資商品	40
	その他	921
	合計	2,493

4 西日本豪雨関連相談件数及び内容

順位	相談内容	件数
1	工事・建築・加工	13
2	インターネット通信サービス	9
3	レンタル・リース・貸借	8
4	自動車	5
5	商品一般	4
	その他	67
	合計	106



5 平成30年度の相談事例から

●架空請求メール

スマホに大手通販業者を名乗ったメールが届いた。連絡先に電話をかけたら、情報を調べると言われ、聞かれるままに氏名、生年月日を答えたところ、「1年前に登録した料金の未払いと延滞金の合計が29万円になっている。」と言われた。どうしたらよいか。

アドバイス

これは、最近増加している「架空請求」メールです。このようなメールは届いても、決して相手に連絡せず無視してください。不安だからといって連絡をすると、個人情報を知られてしまい付け込まれることになります。不安に感じたり対処に困ったりした場合には、お住まいの消費生活相談窓口にご相談ください。

●光回線のサービス契約

契約中の大手通信会社を名乗り、「光回線の通信料金が安くなる」と言って電話がかかり勧誘された。契約内容の変更だと思って了承し、言われるままにパソコンを操作して手続きを行った。後日届いた書類を見ると別会社との契約になっていた。

アドバイス

大手通信会社から回線を借り受けた事業者が提供する光回線サービスやその契約についての相談が寄せられています。「安くなる」と勧誘されても、他のオプションサービスとセットになっていてかえって高額になったり、現在契約しているサービスの解約金が発生することがあります。すぐに返事をしないで、契約内容等を十分に確認した上で検討し、必要がなければきっぱり断りましょう。契約してしまった場合でも、初期契約解除制度があります(契約書面を受け取って8日以内)。困ったときには、お住まいの消費生活相談窓口にご相談ください。